

項の外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面））」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」という。）における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の国際出願（以下この項において「国際出願日」という。）における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日ににおける国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項第十九条①の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項第十九条①の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文等）と、誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面」とする。

中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあり、並びに第六十四条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第十七条の二第三項中「願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の四第一項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面））」とあるのは「第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際出願」という。）における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の翻訳文、国際出願日ににおける国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項第十九条①の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）又は国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項第十九条①の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文等）と、誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書若しくは図面」とある。

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の三の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

#### (拒絶理由等の特例)

第一百八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び第一百二十三条第一項の審判については、第四十九条第五号、第一百十三条第一号及び第五号並びに第一百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第五号、第一百十三条第五号及び第一百二十三条第一項第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」とする。

#### (訂正の特例)

第一百八十四条の十九 外国語特許出願に係る第一百二十一条の四第二項及び第一百三十四条第二項の規定による訂正並びに第一百二十六条第一項の審判の請求については、同条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」

り、及び第六十四条第二項中「外国語書面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

3 国際特許出願の出願人は、第十七条の四の規定にかかわらず、優先日から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

#### (拒絶理由等の特例)

第一百八十四条の十八 外国語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び第一百二十三条第一項の審判については、第四十九条第五号、第五十五条第一項ただし書並びに第一百二十三条第一項第一号及び第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第五号、第一百十三条第五号及び第一百二十三条第一項第五号中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、第四十九条第五号及び第一百二十三条第一項第五号中「外国語書面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

#### (訂正の特例)

第一百八十四条の十九 外国語特許出願に係る第一百二十六条第一項の審判及び第一百三十四条第二項の規定による訂正の請求については、同条第二項中「外国語書面出願」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「外国語書面」

「と、「外国語書面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

第一百八十四条の二十 (第一項から第四項まで略)

5 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第六十四条第一項中「特許出願の日」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の優先日」と、同条第二項第六号中「外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「外国語書面及び外国語要約書面」とあるのは「第一百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする。

(第六項略)

(二)以上の請求項に係る特許又は特許権についての特別

第一百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第四項(第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第一号、第一百十四条第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。)とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)

第一百八十四条の二十 (第一項から第四項まで略)

5 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第六十五条の二第一項中「特許出願の日」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の優先日」と、同条第二項第六号中「外国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「外国語書面及び外国語要約書面」とあるのは「第一百八十四条の二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日における国際出願の明細書、請求の範囲、図面及び要約」とする。

(第六項略)

(二)以上の請求項に係る特許又は特許権についての特別

第一百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第五十二条第三項(第六十五条の三第四項(第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)、第一百五十九条第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。)とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

用する場合を含む。）、第一百二十三条第二項、第一百二十五条、  
第一百二十六条第五項（第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第一百三十二条第一項（第一百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条、第一百七十六条若しくは第一百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りではない。

一 願書、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料

二 第一百二十二条第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたもののを除く。）

場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第一百二十三条第二項、第一百二十五条、第一百二十六条第五項（第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。）、第一百三十二条第一項（第一百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第一百七十五条若しくは第一百九十三条第二項第五号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

第一百八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調整した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りではない。

一 願書、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書若しくは外国語書面若しくは外国語要約書面（出願公告又は出願公開がされたものを除く。）又は第六十七条の二第二項の資料

二 第一百二十二条第一項の審判に係る書類（当該事件に係る特許出願について特許権の設定の登録又は出願公開がされたもののを除く。）

三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるもの

(特許公報)

第一百九十三条 (第一項略)

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは無効又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

二 出願公開後における特許を受ける権利の継承

三 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正(同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。)

四 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。)又は回復(第一百十二条の二第二項の規定によるものに限る。)

五 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ

六 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決

(特許公報)

第一百九十三条 (第一項略)

2 特許公報には、この法律に規定するもののほか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公告若しくは出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは無効又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

二 出願公告又は出願公開後における特許を受ける権利の継承

三 出願公告後における願書に添付した明細書又は図面の補正に添付した明細書又は図面の補正(同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。)

四 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書又は図面の補正(同項ただし書各号の規定によりしたものにあつては、誤訳訂正書の提出によるものに限る。)

五 特許権の消滅(存続期間の満了によるもの及び第百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。)又は回復(第一百十二条の二第二項の規定によるものに限る。)

六 第百六十二条の規定による審査における特許をすべき旨の査定(出願公告後にした第一百二十一第一条第一項の審判の請求に係るものに限る。)

七 審判若しくは再審の請求若しくはその取下げ又は審判若し

七 訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

六 条第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合には、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容

八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

（書類の提出など）

第一百九十四条 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、特許異議の申立て、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

（第二項略）

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第一百九十五条の四 査定、取消決定又は審決及び特許異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（侵害の罪）

八 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

九 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決

（書類の提出など）

第一百九十四条 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、審判又は再審に関する手続以外の手続を処理するため必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

（第二項略）

（行政不服審査法による不服申立ての制限）

第一百九十五条の四 査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（侵害の罪）

第一百九十六条（第一項略）

- 2 前項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）

第一百九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第一百九十九条（第一項略）

- 2 前項の罪を犯した者が事件の特許異議の申立てについての決定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百九十六

第一百九十六条（第一項略）

- 2 第五十二条第一項（第一百五十九条第三項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第三項において準用する場合を含む。）の権利を侵害した者は、当該特許権の設定の登録があつたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

- 3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

（詐欺の行為の罪）

第一百九十七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（偽証等の罪）

第一百九十九条（第一項略）

- 2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（両罰規定）

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一百九十六

条第一項、第一百九十七条规定又は第一百九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第二百二条 第百五十一条(第一百十九条(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

別表(第一百九十五条関係)

	納付しなければならない者	金額
一 特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	一件につき二万千円	
二 外国語書面出願をする者	一件につき三万五千円	

別表(第一百九十五条関係)

	納付しなければならない者	金額
一 特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	一件につき二万千円	
二 外国語書面出願をする者	一件につき三万五千円	

条第一項若しくは第二項、第一百九十七条又は第一百九十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第二百二条 第百五十一条(第五十九条(第六十三条第三項において準用する場合を含む。)又は第一百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

八	第七十一条第一項の規定により判定を求 一件につき四	七 誤訳訂正書を提出して明細書又は図面に ついて補正をする者	六 出願審査の請求をする者	五 特許権の存続期間の延長登録の出願をす る者	四 第百八十四条の二十第一項の規定により 申出をする者	三 第百八十四条の五第一項の規定により手 続をすべき者	一千につき二 万千円

九	第七十一条第一項の規定により判定を求 一件につき四	八 特許異議の申立てをする者	七 誤訳訂正書を提出して明細書又は図面に ついて補正をする者	六 出願審査の請求をする者	五 特許権の存続期間の延長登録の出願をす る者	四 第百八十四条の二十第一項の規定により手 続をすべき者	一千につき二 万千円




特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定 若しくは無効に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審を請求する者	明細書又は図面の訂正の請求をする者	一件につき五 万五千円
審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四 万九千五百円 に一請求項に つき五千五百 円を加えた額	万五千円

特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定 若しくは無効に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審を請求する者	明細書又は図面の訂正の請求をする者	一件につき五 万五千円
審判又は再審への参加を申請する者	一件につき四 万九千五百円 に一請求項に つき五千五百 円を加えた額	万五千円